

# 伊奈町生活排水処理基本計画

(案)

令和〇年〇月

伊 奈 町

## 目 次

### 第1章 計画の基本的事項

1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3

### 第2章 地域の概況

1 自然的特性	4
2 社会的特性	6

### 第3章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理実績	9
2 収集取りし尿、浄化槽汚泥処理の現状	13
3 水環境、水質保全に関する状況	18
4 生活排水処理の課題	19

### 第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本理念	20
2 生活排水処理の基本方針	21
3 目標の設定	22
4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	23
5 基本方針に基づく施策の推進	24
6 計画の進行管理	27

### 資料編

資料 1 県構想の見直し	29
資料 2 人口等推計	30
資料 3 生活排水処理基本計画図	37

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画見直しの趣旨

伊奈町生活排水処理基本計画(以下、「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、市町村に策定が義務づけられている一般廃棄物処理計画の一環として定めており、町の長期的・総合的視点から生活排水に対する計画的処理の推進を図るため、伊奈町全域を対象として、生活排水処理施設(主として公共下水道、合併処理浄化槽)の整備を効率的かつ効果的に進めていくための基本方針を示すものです。

令和2年に本計画を改訂(以下、「現行計画」という。)し、生活排水処理施設の整備を進め、生活排水処理率としては、平成26年度末の80.3%から令和2年度末で85.7%へと向上しました。

一方、埼玉県では「埼玉県生活排水処理施設整備構想」(以下、「県構想」という。)を策定しており、その中では令和7年度までに生活排水処理人口普及率100%を目標としておりましたが、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること等を踏まえ、県構想の見直しを行うことが示されました。

そのため、町においても、地域(人口、世帯数等)・社会・経済情勢等の変化を踏まえ、生活排水処理実態を整理した上で本計画の見直しを行うこととしました。

## 2 計画の位置づけ

### (1)県の関連計画

県は、埼玉県生活環境保全条例第16条に基づき、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画として、県構想を策定し、県における生活排水処理人口普及率は、令和6年度末現在、94.3%まで整備が進んでいます。

また、令和3年3月に中間見直しした県構想は、各市町村と連携した広域な視点からの調整・検討を行い、見直しすることとしており、新たな県構想では目標年度を令和23年度末とし、生活排水処理人口普及率100%を目指しています。

## (2)町の関連計画

令和7年3月に策定した「伊奈町総合振興計画」の「基本目標4 安心・安全・快適なまちづくり」の中で、環境に配慮した汚水処理の推進として生活排水処理対策が位置づけられ、公共下水道の計画的な整備及び、適正な維持管理に取り組むとともに、浄化槽処理区域における合併処理浄化槽の設置の推進を掲げています。

同じく令和7年3月に策定した「第3次伊奈町環境基本計画」では、伊奈町総合振興計画に掲げられた町の将来像を環境面から実現するために、「基本目標2 誰もが安心して暮らせるまち」「施策④ 公害防止対策の推進」に生活排水処理対策が位置づけられ、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理人口普及率 100%を目指すこととしています。

## (3)位置づけ

本計画の位置づけは図1-1に示すとおり、国の施策や県構想の縮図として町の実態に合わせた整備区域の指定や補助制度と連動し、町民参加のもとに具体的な生活排水処理対策を推進するための実践的な計画となります。

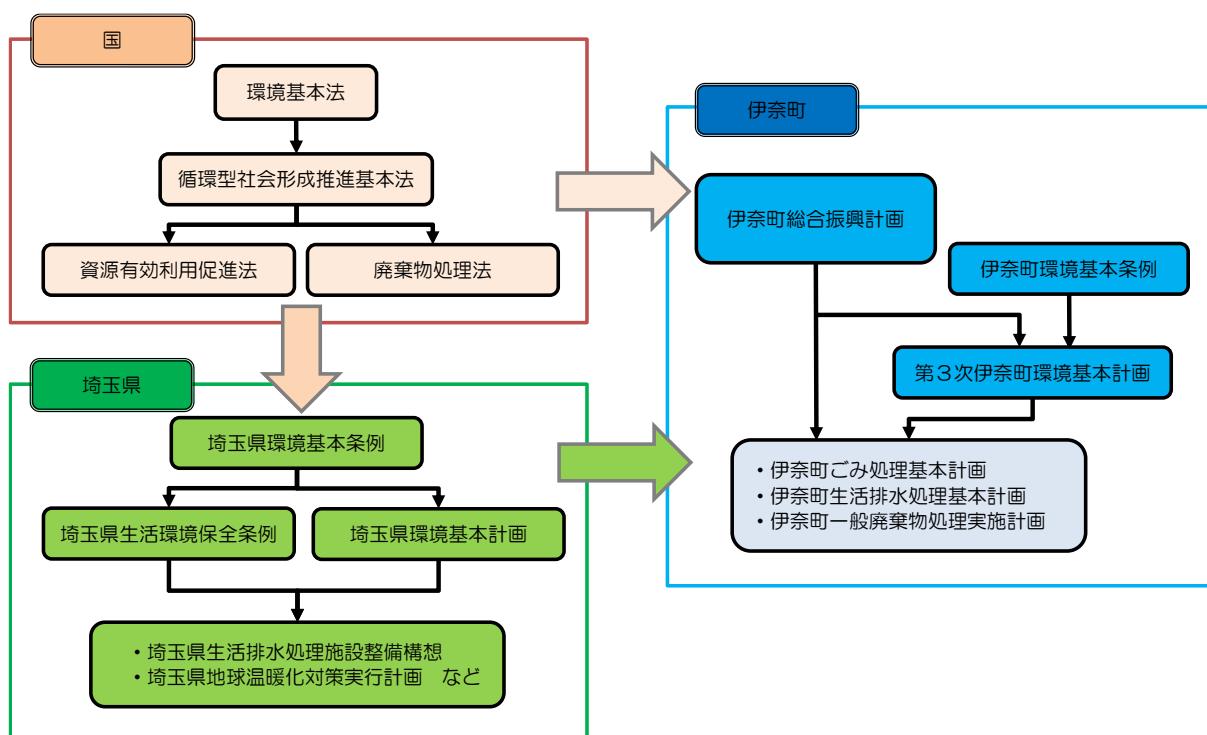


図1-1 計画の位置づけ

### 3 計画の期間

本計画の基準年度、中間目標年度、目標年度は図 1-2 に示すとおりです。

県構想との整合を図り、令和 6 年度を基準年度とし、令和8年度(2026 年度)から令和 23 年度(2041 年度)までの 16 年間を計画期間として策定ものとします。

このうち、中間目標年度を令和 13 年度、令和 18 年度にそれぞれ設定します。



図 1-2 計画の期間

## 第2章 地域の概況

### 1 自然的特性

#### (1)地形・地質・水系

町は図 2-1 に示すとおり、県の中南部、都心から 40km 圏内に位置し、昭和 30 年代までは農村地帯として発展してきました。

町の面積は 14.79km<sup>2</sup>(東西に 2.5km、南北に 7.5km)で、大宮台地のほぼ中央に位置し、町境の東側には綾瀬川、西側には原市沼川が流れしており、それらの河川周辺は低地となっており、地質は大宮台地を構成する洪積世の火山灰層及び河川を中心に広がる谷底平野に分布する沖積世の未固結堆積物により形成され、台地は畑作に低地は稻作に適した土地となっています。

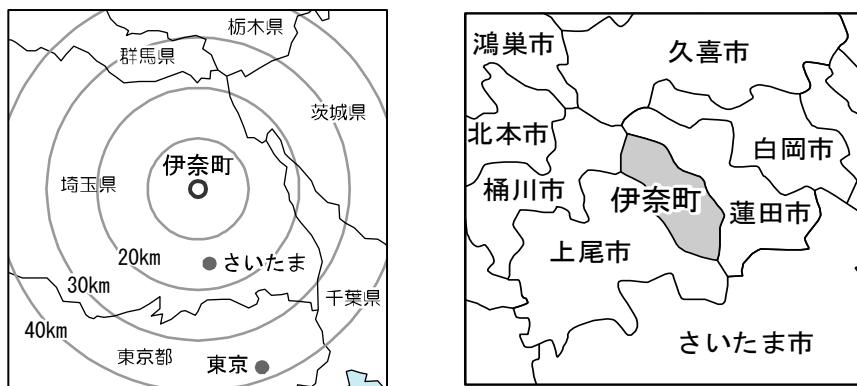


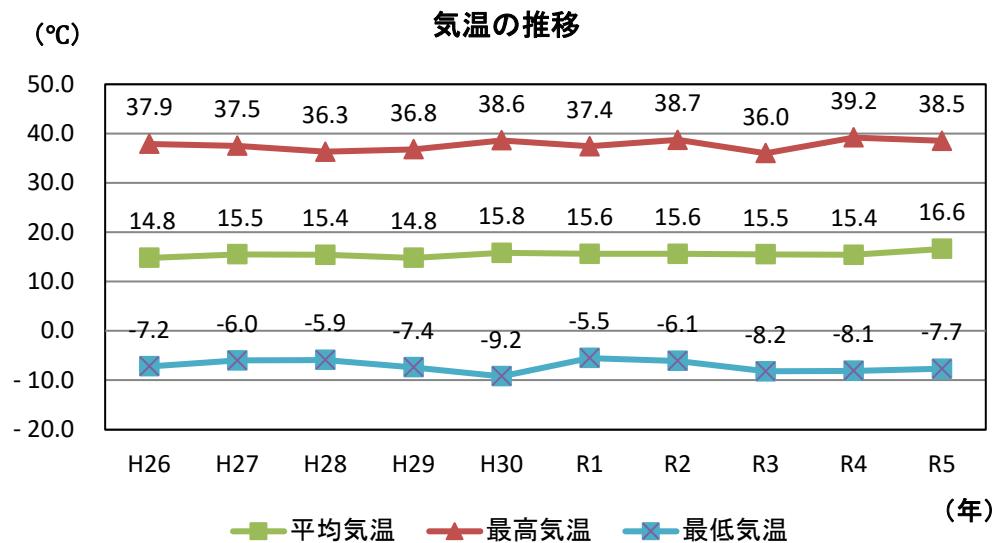
図 2-1 町の位置

## (2)気象

町の過去10年間の気温及び降雨量は図2-2に示すとおり、年平均気温14.8~16.6℃、年最高気温36.0~39.2℃、年最低気温-5.5~-9.2℃の範囲で推移しています。

また、年間降雨量は、972~1,486mmの範囲で推移しており、近年の最高気温は上昇傾向にあり、令和4年には最高気温39.2℃を観測しました。

この気温上昇は長期的な現象であり、地球温暖化がその主な原因であると考えられています。



出典:気象資料:気象庁(久喜地域気象観測所)

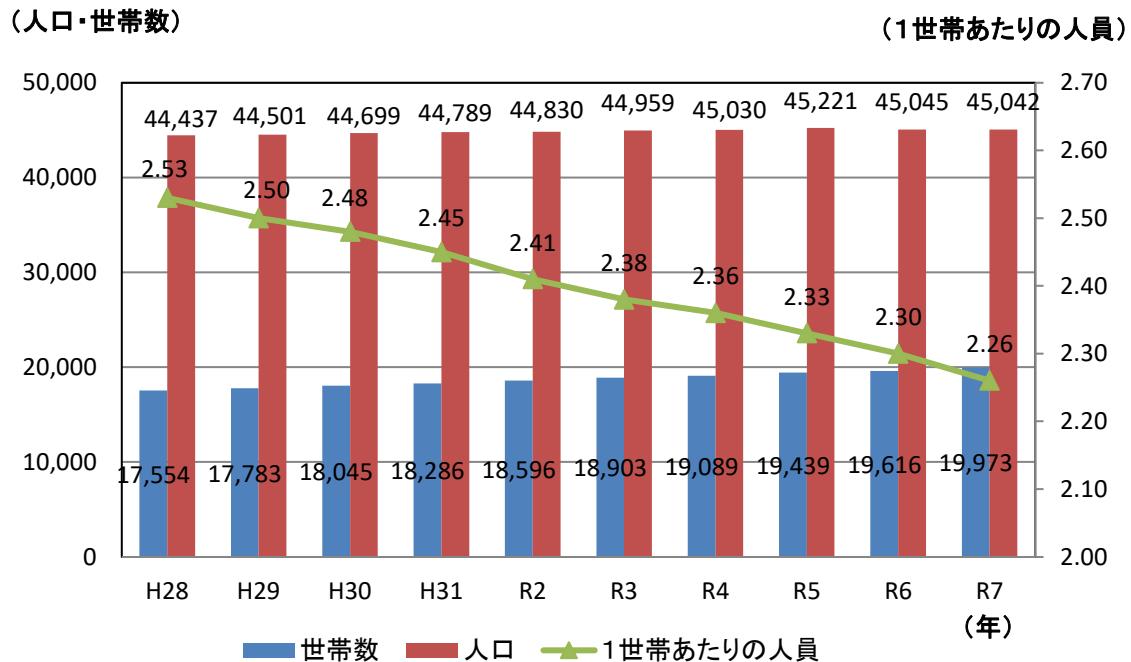
図2-2 気象の推移

## 2 社会的特性

### (1) 人口

人口・世帯数の推移は図 2-3 に示すとおり、この 10 年間で人口は 605 人、世帯数は 2,419 世帯と増加しておりますが、人口は令和 5 年をピークに減少しています。

1 世帯あたりの人員数は、平成 28 年には 2.53 人/世帯でしたが、令和 7 年には 2.26 人/世帯と年々減少しています。



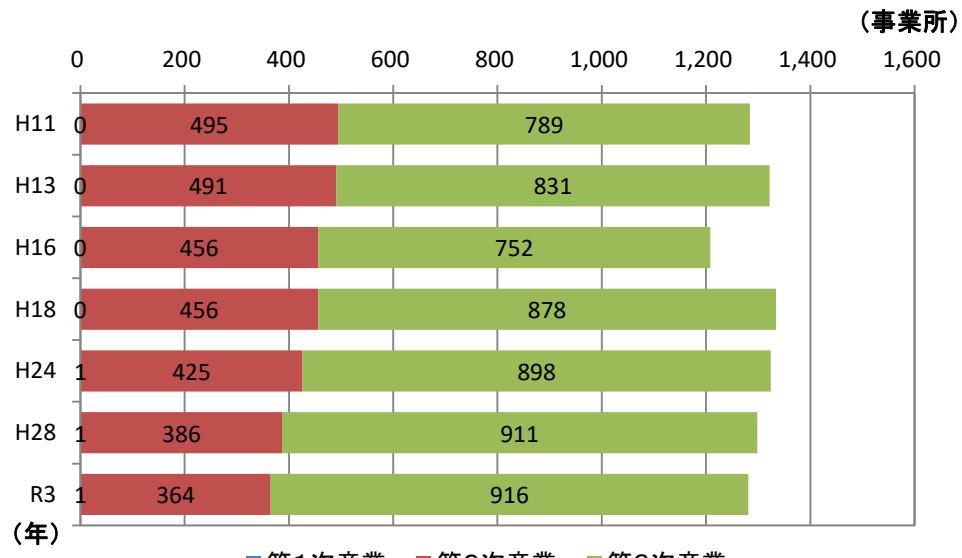
出典:住民基本台帳(各年 1 月 1 日)

図 2-3 人口・世帯数の推移

## (2)産業

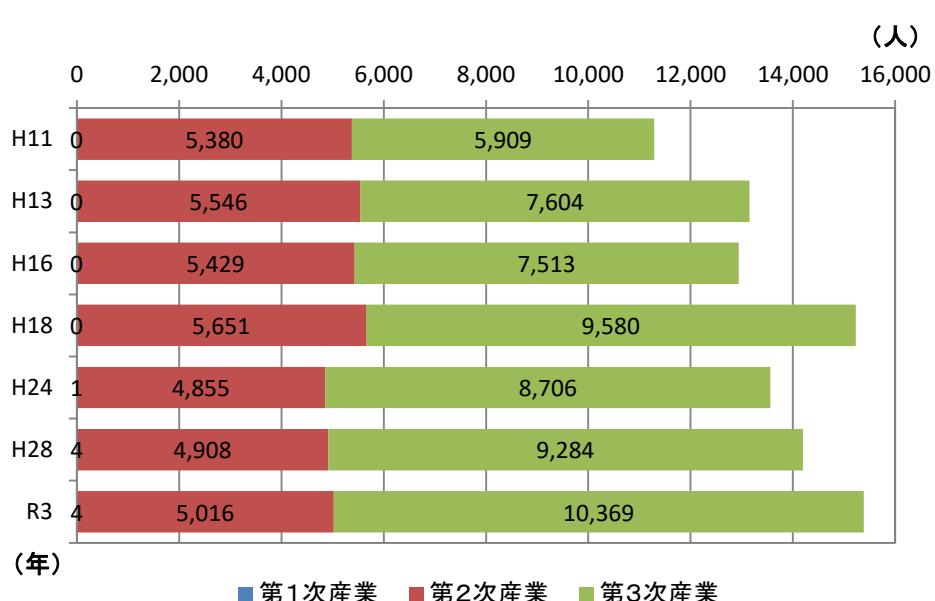
町の産業分類別事業所数は図 2-4 に示すとおり、令和3年には第3次産業が 916 事業所、第2次産業が 364 事業所、第1次産業が1事業所で合計 1,281 事業所となっており、第2次産業の事業所数は減少傾向にある一方、第3次産業の事業所数は増加傾向にあります。

産業分類別従業者数は図 2-5 に示すとおり、令和3年には第3次産業が 10,369 人、第2次産業が 5,016 人、第1次産業が 4 人で合計 15,389 人となっており、産業構造としては第3次産業が主流で、卸売・小売・医療・福祉・教育などのサービス産業が地域経済に寄与しているものと考えられます。



出典:経済センサス活動調査

図 2-4 産業分類別事業所数



出典:経済センサス活動調査

図 2-5 産業分類別従業者数

### (3)土地利用

町の土地利用の状況は図 2-6 に示すとおり、令和6年には宅地の面積が最も大きく32.2%、次いで畑 17.3%、田 10.5%となっており、宅地が農用地(田、畑)を大きく上回っています。

人口増加や住宅需要の高まりに対応して、都心近郊の住宅地として開発が進んだ結果、土地利用の構造が住宅都市へと変化しています。

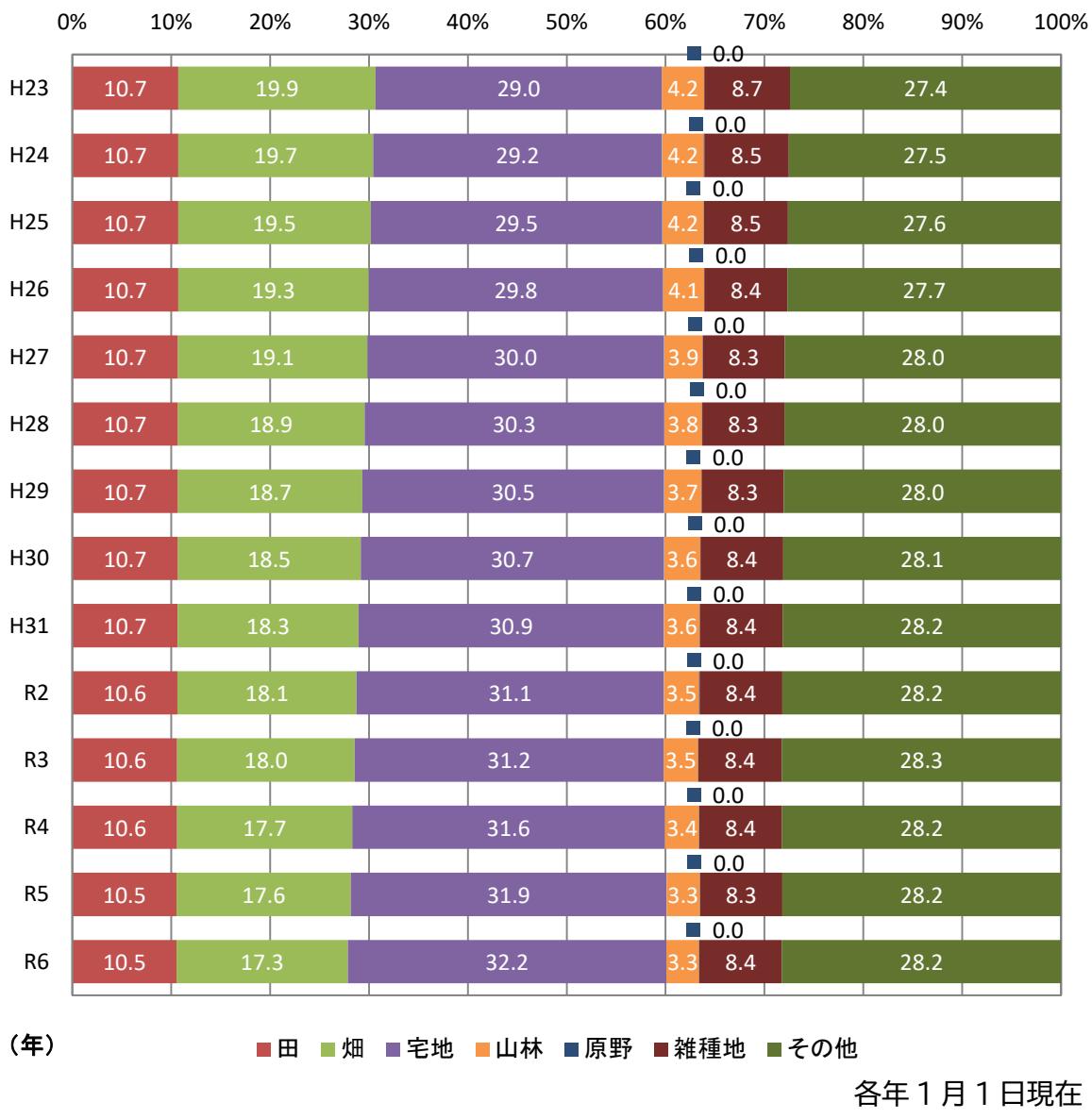


図 2-6 土地利用の状況

## 第3章 生活排水処理の現状と課題

### 1 生活排水処理実績

#### (1)生活排水処理実績の推移

町の生活排水処理形態別人口の推移を整理すると、表 3-1 に示すとおりです。

計画処理区域内人口(行政人口)は近年横ばいで推移し、令和6年度末人口は 44,979 人となっており、令和元年度と比較して水洗化・生活雑排水処理人口(公共下水道、合併処理浄化槽)は 1,625 人増加し、39,928 人となっています。

また、「公共下水道」は 722 人増加し 32,699 人、「合併処理浄化槽」は 903 人増加し 7,229 人となっていますが、水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)は 1,353 人減少し 4,703 人、非水洗化人口(汲み取り槽)は 193 人減少し 348 人となっています。

以上のことから、令和6年度末における生活排水処理率は 88.8% であり、令和元年度から 3.5 ポイント増加しています。

なお、「農業集落排水施設」、「コミュニティ・プラント」に該当する事業はありません。

表 3-1 生活排水処理形態別人口

各年度末現在(単位:人)

区分	年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
計画処理区域内人口	44,900	45,021	45,021	45,126	45,042	44,979	
1 水洗化・生活雑排水処理人口	38,303	38,576	39,044	39,509	39,583	39,928	
(1)コミュニティ・プラント	-	-	-	-	-	-	
(2)合併処理浄化槽	6,326	6,402	6,598	7,015	7,163	7,229	
(3)公共下水道	31,977	32,174	32,446	32,494	32,420	32,699	
(4)農業集落排水施設	-	-	-	-	-	-	
2 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	6,056	5,927	5,554	5,226	5,096	4,703	
3 非水洗化人口	541	518	423	391	363	348	
(1)汲み取り	541	518	423	391	363	348	
(2)自家処理	0	0	0	0	0	0	
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	
生活排水処理率(%)	85.3	85.7	86.7	87.6	87.9	88.8	

※生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 ×100

## (2)生活排水の処理体系

町の生活排水の処理体系及び処理主体は、図 3-1、表 3-2 に示すとおりです。

町で発生する生活排水は、中川流域関連伊奈町公共下水道及び合併処理浄化槽によって処理されており、し尿及び浄化槽汚泥は、上尾、桶川、伊奈衛生組合で処理を行っています。

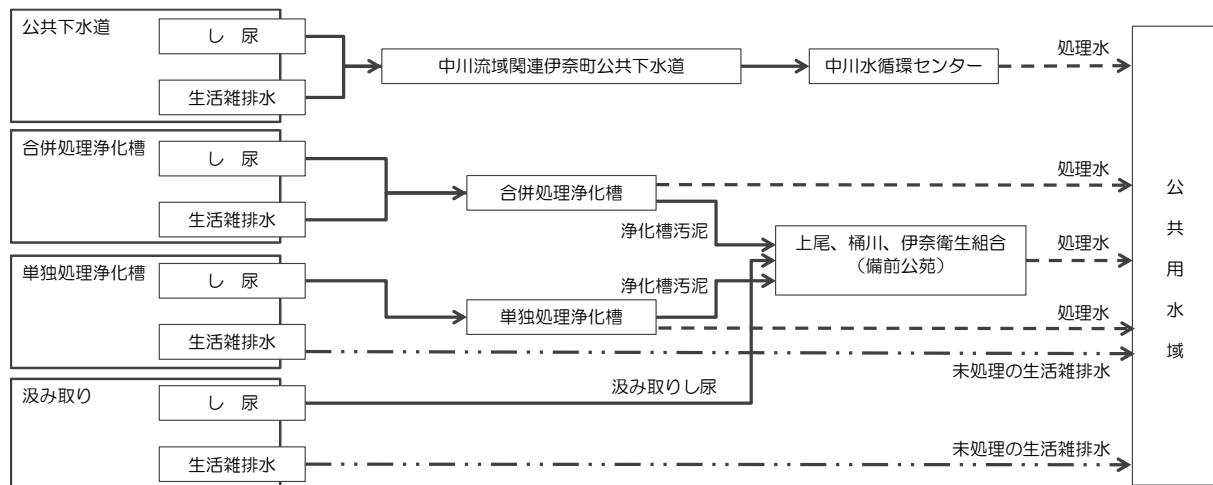


図 3-1 生活排水の処理体系

表 3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県、町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	上尾、桶川、伊奈衛生組合

### (3)各種生活排水処理施設の整備状況

#### ①公共下水道

町では、公共用海域の水質保全と生活環境の改善を図るため、県下 11 市4町を処理対象とする中川流域下水道に属し、排出された汚水は県が管理する三郷市の中川水循環センターにて最終処理を行っています。

町の公共下水道の整備は、昭和 57 年度に公共下水道事業認可を受け、その後、数回にわたり事業認可区域を拡大しており、現在の全体計画では 1,067ha と設定し、認可区域としては汚水整備 541.2ha、雨水整備 360.5ha の区域で事業を推進中です。

令和6年度末の公共下水道の整備状況は表 3-3 に示すとおり、汚水整備で供用開始面積 531.4ha(事業進捗率 98.2%)、雨水整備で供用開始面積 360.5ha(事業進捗率 100%) となっており、処理区域内人口(供用開始区域内人口)は 35,046 人、水洗化人口(接続人口)は 32,699 人となっています。

表 3-3 公共下水道の整備状況

区分	単位	令和6年度末	
		汚水	雨水
認可区域面積	ha	541.2	360.5
供用開始面積	ha	531.4	360.5
事業進捗率	%	98.2	100.0
処理区域内人口	人	35,046	
水洗化人口	人		32,699
管延長	km	174.8	21.3

出典:町上下水道課資料

## ②合併処理浄化槽

町では生活排水の適正処理を進め、水質汚濁防止を図るため、平成元年より伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定し、小型合併処理浄化槽設置整備を推進しており、既設のくみ取り便槽又は既存単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽に転換するものに対し、補助金を交付しています。

令和6年度末における合併処理浄化槽による処理人口は、設置補助分と個人設置分を合わせて 7,229 人となっており、過去5年間における小型合併処理浄化槽の補助金交付による設置基数及び処理人口は、表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 小型合併処理浄化槽の補助金交付による設置基数及び処理人口

年度	設置基数(基)			処理人口(人)*
	5人槽	7人槽	10人槽	
R2	1	2	0	7
R3	4	4	0	19
R4	5	4	0	21
R5	3	2	0	12
R6	7	0	1	18

\*処理人口は各年度 1 月 1 日現在の世帯人員数を乗じて算出

出典:町環境対策課資料

## ③農業集落排水施設、コミュニティ・プラント

農業集落排水施設は、農林水産省が所管する「農業集落排水事業」に基づいて整備され、1,000 人程度以下の計画人口を対象とした農業振興地域内の農業集落における生活排水を処理するための施設であり、特に農業集落の生活環境の改善と農業用用水や公共用水域の水質保全を目的として整備されるものです。

コミュニティ・プラントは、101 人から 30,000 人未満の計画人口を対象とし、廃棄物処理法に基づいて市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置され、公共下水道の整備が困難な地域等において、生活排水の処理、公共用水域の水質汚濁防止を目的として整備されるものです。

令和7年度現在、町ではこれらの処理事業はありません。

## 2 汲み取りし尿、浄化槽汚泥処理の現状

### (1) 中間処理の現状

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は収集され、上尾、桶川、伊奈衛生組合が管理するし尿処理施設(備前公苑)へ搬入し、適正に処理を行っており、し尿処理施設の処理水は、赤堀川に放流されています。

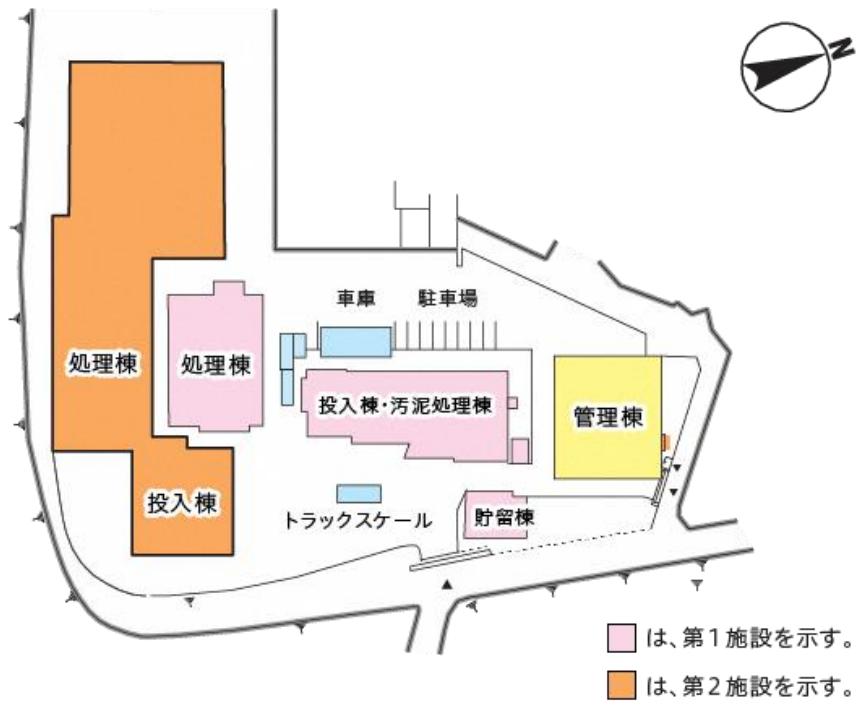
処理工程からは、汚泥やし渣が発生しますが、汚泥は脱水後、場外に搬出され、県内の業者によって全量が資源化(肥料化)されており、し渣も同様に場外に搬出され、1次処理、2次処理工程を経た後にスラグ金属として回収やガス化溶融されています。

し尿処理施設の概要は、表3-5、図3-2、3-3に示すとおりです。

表3-5 し尿処理施設の概要

施設名称	上尾、桶川、伊奈衛生組合「備前公苑」	
施設所管	上尾、桶川、伊奈衛生組合 構成市町:上尾市、桶川市、伊奈町	
所在地	埼玉県桶川市大字小針領家1,160番地	
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理設備	
処理能力	150 kL/日(高度処理設備250 kL/日)	
着工	昭和63年7月	
竣工	平成3年3月	
汚泥処分方法	脱水後、場外へ搬出	
放流先	赤堀川	
項目	規制基準値	
放流水質	pH	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	30以下
	COD (mg/L)	30以下
	SS (mg/L)	60以下
	T-N (mg/L)	35以下
	T-P (mg/L)	2以下
	塩化物イオン (mg/L)	—
	アンモニア性窒素 (mg/L)	—
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	—
	硝酸性窒素 (mg/L)	—
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	10以下
	ふつ素及びその化合物 (mg/L)	10以下
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下

出典:上尾、桶川、伊奈衛生組合資料



※現在は第1施設を休止し、第2施設のみ稼働させて管理運営をしています。

出典：上尾、桶川、伊奈衛生組合ホームページ

図 3-2 施設配置図

### 処理フロー図（第2施設）

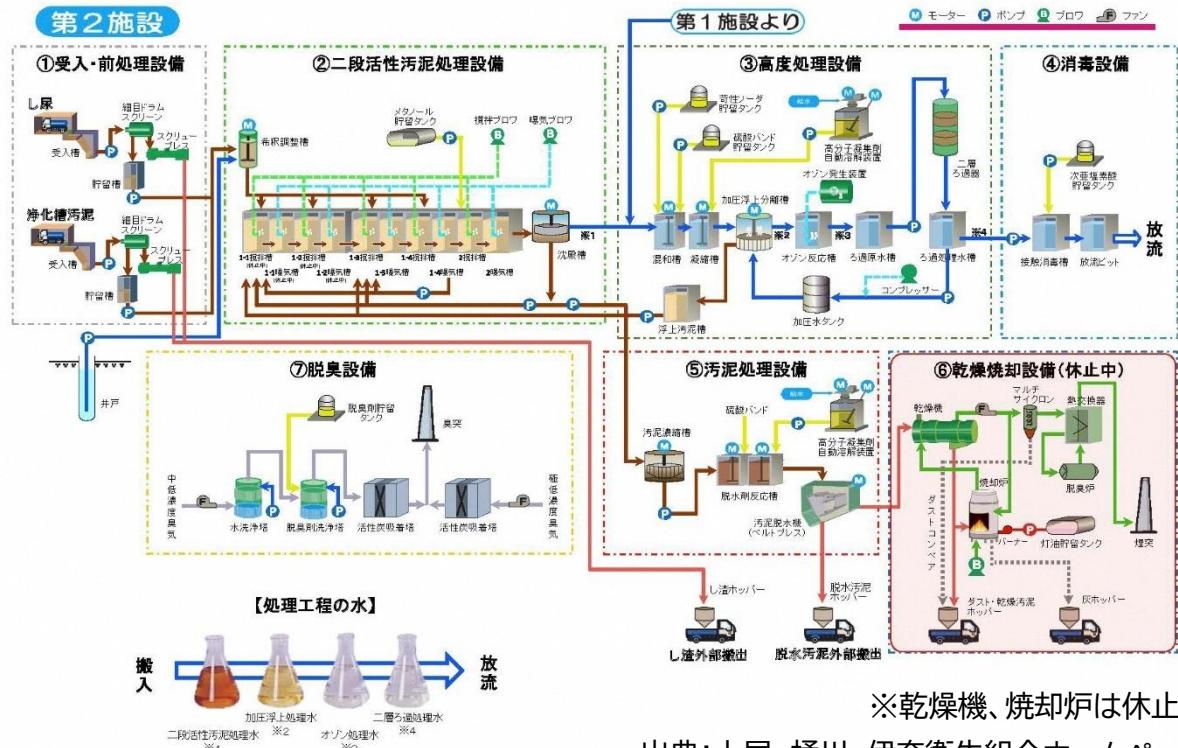


図 3-3 処理フロー

## (2)収集運搬の現状

町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は表 3-6 に示すとおり、許可業者及び委託業者によりバキューム車で収集運搬され、上尾、桶川、伊奈衛生組合が管理するし尿処理施設へ搬入し、適正に処理しています。

表 3-6 収集運搬体制

対 象	収集運搬体制
浄化槽汚泥	許可業者
し尿	委託業者

## (3)汲み取りし尿、浄化槽汚泥の搬入量の推移

町の令和元年度から令和6年度までの各形態別処理人口は、表 3-7 のとおりです。

処理人口をみると、合併処理浄化槽の処理人口が増加傾向にあるものの、単独処理浄化槽及び汲み取り槽の処理人口がそれぞれ減少しているため、処理人口全体では減少傾向にあります。

表 3-7 各形態別処理人口の推移

年度	種別	処理人口(人)				合計	
		汲み取り槽 人口	浄化槽処理人口				
			合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	小計		
R元		541	6,326	6,056	12,382	12,923	
R2		518	6,402	5,927	12,329	12,847	
R3		423	6,598	5,554	12,152	12,575	
R4		391	7,015	5,226	12,241	12,632	
R5		363	7,163	5,096	12,259	12,622	
R6		348	7,229	4,703	11,932	12,280	

出典:町環境対策課資料

単独処理浄化槽及び汲み取りし尿汚泥は、それぞれ処理人口の減少に伴い、汚泥搬入量も減少している一方で、合併処理浄化槽汚泥は処理人口の増加に伴い、汚泥搬入量も増加しています。

全体的な汚泥搬入量の推移は表 3-8 に示すとおり、処理人口の減少に伴い汚泥搬入量も減少傾向にあります。

表 3-8 汚泥搬入量の推移

種別 年度	汚泥搬入量(kL/年)				合計
	汲み取りし尿 汚泥	浄化槽汚泥			
	合併処理浄化槽 汚泥	単独処理浄化槽 汚泥	小計		
R元	590	2,179	1,851	4,030	4,620
R2	552	2,051	1,734	3,785	4,337
R3	494	2,219	1,699	3,919	4,413
R4	500	2,234	1,626	3,860	4,361
R5	616	2,281	1,599	3,879	4,495
R6	539	2,355	1,413	3,768	4,307

出典:上尾、桶川、伊奈衛生組合資料

一日あたりの処理量は表 3-9 に、一人一日あたりの処理量(排出量原単位)は表 3-10 に示すとおりです。

一日あたりの処理量を各形態別処理人口で除したものが排出量原単位であり、年度によって若干変動がみられますが、平均値における汲み取りし尿汚泥の排出量原単位は 3.58L/人・日、合併処理浄化槽汚泥の排出量原単位は 0.90 L/人・日、単独処理浄化槽汚泥の排出量原単位は 0.83 L/人・日となっています。

表 3-9 一日あたりの処理量

種別 年度	一日あたりの処理量(kL/日)				合計	
	汲み取りし尿汚 泥	浄化槽汚泥				
		合併処理浄化槽 汚泥	単独処理浄化槽 汚泥	小計		
R元	1.61	5.95	5.06	11.0	12.6	
R2	1.51	5.62	4.75	10.4	11.9	
R3	1.35	6.08	4.66	10.7	12.1	
R4	1.37	6.12	4.46	10.6	11.9	
R5	1.68	6.23	4.37	10.6	12.3	
R6	1.48	6.45	3.87	10.3	11.8	

出典:上尾、桶川、伊奈衛生組合資料

表 3-10 一人一日あたりの処理量

年度	種別	一人一日あたりの処理量(L/人・日)		
		汲み取りし尿汚泥	浄化槽汚泥	
			合併処理浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥
R元	2.98	0.94	0.84	
R2	2.92	0.88	0.80	
R3	3.20	0.92	0.84	
R4	3.51	0.87	0.85	
R5	4.63	0.87	0.86	
R6	4.24	0.89	0.82	
平均値	3.58	0.90	0.83	

出典:上尾、桶川、伊奈衛生組合資料

### 3 水環境、水質保全に関する状況

町の西境を流下する原市沼川と東境を流下する綾瀬川内の計7地点で、毎年度夏季・冬季にそれぞれ1回ずつ河川水質調査を実施しています。

令和元年度から令和6年度における河川水質調査の結果は図3-4に示すとおりです。

BOD(生物化学的酸素要求量)は、しばしば冬季に基準値超過がみられ、令和6年度冬季の調査では、3か所の水質調査地点で基準値超過がみられました。

主な原因としては冬季は水温が低く、微生物の活動低下による自然浄化能力の低下や河川水量の減少等によるBOD濃度の上昇が考えられ、公共下水道未整備地区や合併処理浄化槽を使用していない世帯からの生活雑排水の割合が高くなることで、河川水質の悪化が局所的に生じている可能性があると考えられます。

なお、SS(浮遊物質量)については、各年度で変動はみられますが、基準値内で推移しています。

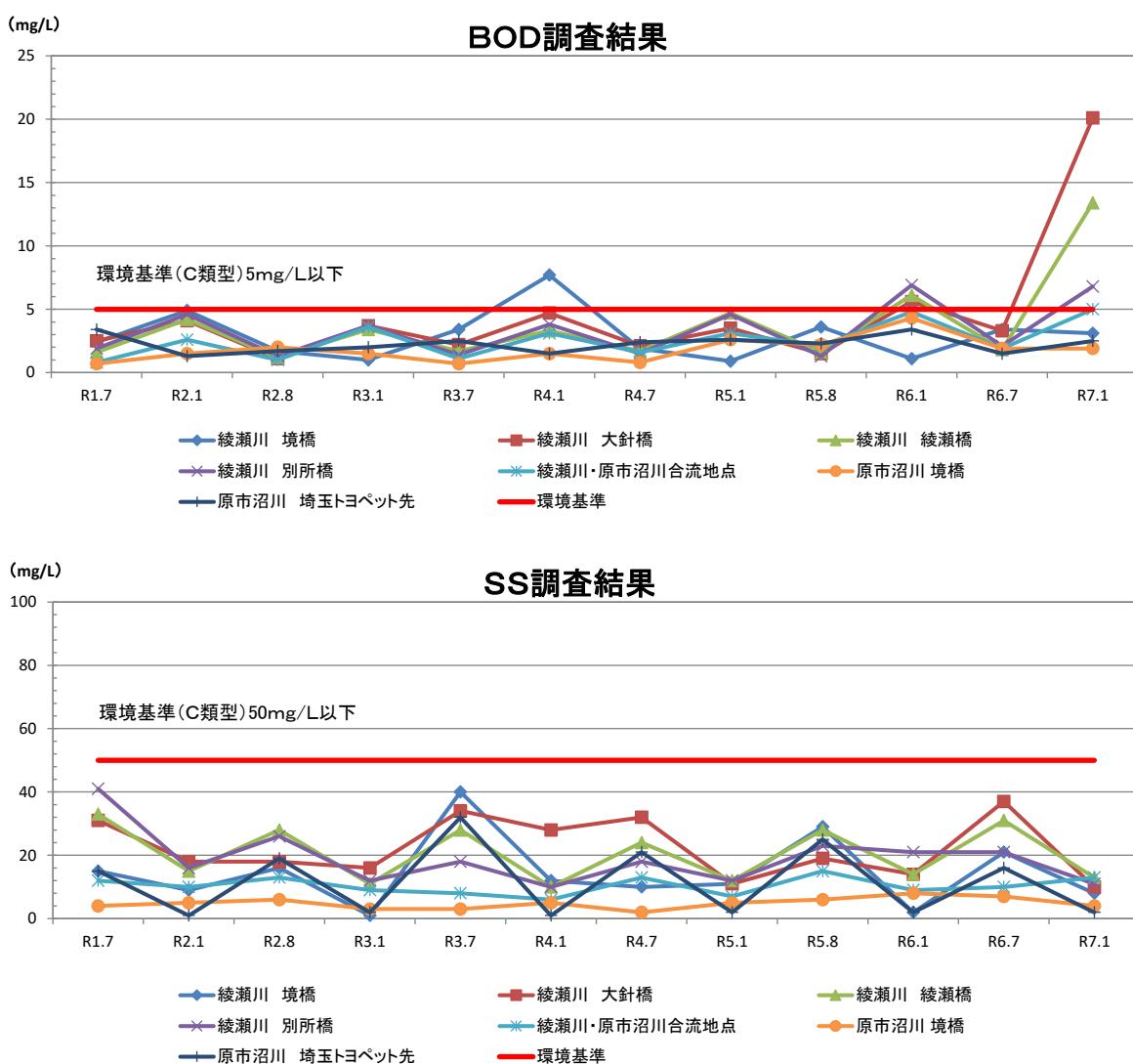


図3-4 河川水質(BOD、SS)の経年変化

#### 4 生活排水処理の課題

現行計画における目標の達成状況は、表 3-11 に示すとおりです。

表 3-11 現行計画における生活排水処理率の目標及び実績

年度 生活排水処理率	H29 年度 (基準年度)	R2 年度	(R6 年度末)	R7 年度 (目標年度)
目標	—	89.0%	—	100%
実績	85.3%	85.7%	88.8%	—

現行計画では、県構想との整合を図り、平成 29 年度現在の生活排水処理率 85.3%を基準として、目標年度(令和7年度末)に生活排水処理率 100%を目指しておりましたが、令和6 年度末現在、生活排水処理率は 88.8%であることから目標達成は難しく、今後は以下の課題について検討していく必要があります。

##### ①財政的な負担

農地に囲まれた集落や勾配が少ない土地などの地理的・地形的な制約などにより、公共下水道や合併処理浄化槽の設置が難しい地域では、効率的な整備が難しいことから整備コストが高くなる傾向にあり、効果的な整備手法について検討していく必要があります。

##### ②生活雑排水の適正処理に関する周知

水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)及び非水洗化人口(汲み取り便槽)からの生活雑排水が、公共用水域の水質汚濁の要因の一つとなっており、生活雑排水の適正処理を行ってもらうために、効果的な周知活動について検討していく必要があります。

##### ③維持管理に関する啓発活動

合併処理浄化槽の設置後に、定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」が適正に行われないことによる水質への影響もあるため、生活排水処理施設の整備だけではなく、浄化槽設置世帯へ適正な維持管理の必要性についての効果的な周知方法について検討していく必要があります。

##### ④既存施設の老朽化

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、上尾、桶川、伊奈衛生組合へ搬入され適正処理を行っています。現在稼動しているし尿処理施設「備前公苑」の第二施設は、平成 2 年度に竣工して既に 35 年を経過しており、経年的な老朽化が進んでることから、今後の長期安定的なし尿処理施設整備について、より効率的なし尿処理手法について検討していく必要があります。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の基本理念

本計画の基本理念は、「伊奈町環境基本条例」第3条に掲げられている以下のとおりとします。

#### 《 基 本 理 念 》

- 1 環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを享受できる社会の実現を図るとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が社会経済活動その他の活動をとおして、自主的かつ積極的にこれを推進しなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、国際的な認識の下に推進されなければならない。

「伊奈町環境基本条例」第3条より

基本理念に基づき、第3次伊奈町環境基本計画に掲げられた環境像は「環境を 一人一人が考え 未来へつなぐ いな」です。環境像を実現するための 4 つの基本目標と、それに対応した施策と指標は図4-1のとおりです。このうち、基本目標2「誰もが安心して暮らせるまち」施策④ 公害防止対策の推進に、生活排水処理対策が位置づけられています。



出典:第3次伊奈町環境基本計画

図4-1 環境像と施策の体系

## 2 生活排水処理の基本方針

持続可能な開発目標(SDGs)や循環共生型社会(「環境・生命文明社会」)および脱炭素社会の実現など、環境意識や社会情勢の変化が激しい背景において、町における生活排水処理の見直しは、環境保全と町民生活の質の維持に直結する重要な課題の一つです。

基本理念を踏まえ、水質汚濁を未然に防止し、公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を保全・創造していくために、本計画における生活排水処理の基本方針を、以下のとおりとします。

### 基本方針① 生活排水処理施設整備の推進

公共下水道計画区域では、公共下水道の整備を進めます。

公共下水道計画区域以外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

### 基本方針② 適正な維持管理の推進

整備された公共下水道は、適正な維持管理を推進します。

浄化槽は、設置世帯への定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の実施に関する周知啓発を行い、適正な維持管理を促進します。

し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬・処理を実施します。

### 基本方針③ 町民・事業者・町の協働による生活排水処理対策の推進

日常生活や事業活動における環境負荷への低減に向けて、生活排水対策に対する理解と環境に配慮できるよう、町民・事業者・町のそれぞれの立場と役割に応じた取り組みを進めます。



出典:国際連合広報センター

図 4-2 SDGs(持続可能な開発目標)17 の目標

### 3 目標の設定

生活排水処理の基本方針に基づき、本計画を実現していくため、令和 23 年度末における目標を以下のとおりとします。

なお、町全体の行政人口の設定値は、伊奈町総合振興計画の将来人口の数値とします。

#### ①生活排水処理の目標

(単位:%)

年度 区分	令和 6 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (中間目標年度)	令和 23 年度 (目標年度)
生活排水処理率	88.8	94.3	97.6	100

#### ②処理人口の内訳

(単位:人)

年度 区分	令和 6 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (中間目標年度)	令和 23 年度 (目標年度)
計画処理区域内人口	44,979	45,717	46,031	46,094
水洗化・生活雑排水処理人口	39,928	43,108	44,912	46,094

#### ③生活排水処理の処理形態別人口

(単位:人)

年度 区分	令和 6 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (中間目標年度)	令和 23 年度 (目標年度)
計画処理区域内人口	44,979	45,717	46,031	46,094
1 水洗化・生活雑排水処理人口	39,928	43,108	44,912	46,094
(1) コミュニティ・プラント	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽	7,229	8,051	7,187	6,720
(3) 公共下水道	32,699	35,057	37,725	39,374
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-
2 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,703	2,424	1,025	0
3 非水洗化人口	348	185	94	0
(1) 汚み取り	348	185	94	0
(2) 自家処理	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0
生活排水処理率(%)*	88.8	94.3	97.6	100

\*生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 ×100

## 4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### (1)収集・運搬計画

生活圏から発生するし尿・浄化槽汚泥は、衛生的に処理をすることを基本とし、将来の収集量にあわせた収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集・運搬を行います。

収集・運搬は現行どおり、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者により行い、バキューム車による収集・運搬方式とし、し尿・浄化槽汚泥等、発生源が異なるものはバキューム車へ混載しないこととします。

### (2)中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は、上尾、桶川、伊奈衛生組合が管理する現行のし尿処理施設(備前公苑)にて適正処理を進めます。

処理対象物は、計画収集区域内から収集されるし尿・浄化槽汚泥とし、し尿処理施設(備前公苑)へ搬入後、計画水質まで適切に処理を行います。

表 4-1 汚泥の処理量 (単位:kL/日)

区分\年度	令和6年度 (基準年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (中間目標年度)	令和23年度 (目標年度)
し尿汚泥量	1.48	0.66	0.34	0.00
単独処理浄化槽汚泥量	3.87	2.04	0.86	0.00
合併処理浄化槽汚泥量	6.45	7.25	6.47	6.05
排出量合計	11.80	9.94	7.67	6.05

※中間目標及び目標年度の汚泥処理量は、過去6年間の実績に基づく平均値(原単位)を用いて算出。

### (3)施設整備計画の方向性

効率的かつ経済的なし尿処理施設の整備方法について、各構成市町と上尾、桶川、伊奈衛生組合で引き続き検討します。

### (4)最終処分計画・資源有効利用計画

資源循環型社会の構築や SDGs の達成に向けた環境・経済・社会の統合的向上を目指し、処理工程から発生する汚泥やし渣を資源とする有効活用の促進に努めます。

## 5 基本方針に基づく施策の推進

### 基本方針① 生活排水処理施設整備推進

#### (1) 公共下水道の整備推進

公共下水道計画区域内は、公共下水道の整備を推進します。

公共下水道の整備が完了した区域には、戸別訪問や文書等による公共下水道への接続を周知するとともに、希望者へは、金融機関による公共下水道への接続に関する融資制度（「水洗便所改造資金融資あっせん制度」）を案内して、早期接続の促進を図ります。

#### (2) 合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道計画区域外で、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を設置している世帯・事業者に対して、合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、公共下水道計画区域内であっても、公共下水道の整備に期間を要する地区においては、必要に応じて合併処理浄化槽への転換を促進することとします。

そのため、専用住宅における単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への切り替えについては、引き続き 10 人槽以下の小型合併処理浄化槽を対象とする補助金交付制度の活用を促進します。

### 基本方針② 適正な維持管理の推進

#### (1) 生活排水処理施設の維持管理

公共下水道の適正な維持管理については、公共下水道の整備が完了している地域では計画的な点検、清掃を進め、老朽化した污水管渠やポンプ場等の計画的な改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

浄化槽の適正な維持管理については、浄化槽の設置世帯に対して定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の周知啓発を行い、良好な処理水質の確保を図り、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況を記載した浄化槽台帳を整備して、浄化槽の整備促進及び維持管理の適正化を推進します。

#### (2) 収集・運搬計画

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を、迅速かつ衛生的に処理し、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、上尾、桶川、伊奈衛生組合と連携のもと、処理施設への搬入量の変動を抑えるために計画的な収集を行います。

○町全域から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の対象範囲及び対象物は、全量とします。

○一般家庭から生じたし尿の収集・運搬の実施主体は、委託業者が行います。

○浄化槽汚泥及び事業所から生じたし尿は、伊奈町一般廃棄物処理業許可業者が浄化槽清掃と併せて行い、上尾、桶川、伊奈衛生組合へ搬入します。

○浄化槽汚泥の収集・運搬方法は、収集依頼に基づき行い、家庭からの汲み取りし尿については定期的に行います。

なお、事業所からの汲み取りし尿に関しては、収集依頼に基づき行います。

### 基本方針③ 町民・事業者・町協働による生活排水処理対策の推進

#### (1) 町民の役割

町民の役割としては、一人ひとりが生活排水を排出する当事者として、水環境保全の中心的役割を担っていることを認識し、水環境保全に向けた日常生活を実践することが重要です。

汲み取りし尿世帯及び単独処理浄化槽設置世帯は、公共下水道への早期接続や合併処理浄化槽への転換・設置により、生活排水処理の適正化を図っていく必要があります。

##### 【生活排水処理施設の導入・維持管理】

- 公共下水道の整備が完了した区域内の世帯は、公共下水道への早期接続を進めます。
- 公共下水道の整備が完了していない区域で、汲み取り便槽や単独処理浄化槽を設置している世帯は、合併処理浄化槽への転換・設置に努めます。
- 浄化槽を設置している世帯は、定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」を行い、適正な維持管理に努めます。

##### 【家庭の生活排水対策】

- 食器を洗う前に、油汚れなどを拭き取ってから洗い、洗剤は適量を使います。
- 水切りネットや三角コーナーを利用して、野菜くずなどの細かい調理くずを排水に流さないようにします。
- 使用済み油は、新聞紙や市販の凝固剤で固めて、燃えるごみとして処理します。
- 生分解性が高く自然環境への負荷が少ない環境配慮型洗剤を利用します。
- シャンプー・リンス・ボディソープ等は適量を使います。
- 節水シャワーヘッドやこまめな止水を実践し、水の使用量を抑えます。
- 残り湯は洗濯に使い、まとめ洗いで洗濯回数を減らします。

#### (2) 事業者の役割

事業者の役割としては、事業所からの生活排水等について、適正な処理を行うことが重要です。

水質汚濁防止法や下水道法の規制対象となる事業所については、生活系排水も含め、それぞれの排水基準に適合した排水を排出するよう、処理施設の整備や維持管理の徹底を図る必要があります。

また、排水規制の対象とならない小規模事業所等についても、生活排水処理施設の導入・維持管理や排水対策に努める必要があります。

##### 【生活排水処理施設の導入・維持管理】

- 公共下水道の整備が完了した区域内の事業所は、公共下水道への早期接続を進めます。
- 公共下水道の整備が完了していない区域で、汲み取り便槽や単独処理浄化槽を設置している事業所は、合併処理浄化槽への転換・設置に努めます。
- 浄化槽を設置している事業所は、定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」を行い、適正な維持管理に努めます。

##### 【事業者の排水対策】

- 工場排水は、法に基づく排水基準を遵守します。

- 油は回収して、産業廃棄物として処理します。
- グリストラップの設置・清掃により油脂の流出防止を図ります。
- 処理施設の保守点検を適切に実施し、維持管理に努めます。
- 従業員への教育啓発として、環境教育研修の実施、日常点検マニュアル・チェックリストの整備に努めます。
- 洗浄等、水を使う工程を見直し、汚水の排出量を抑制します。
- 生分解性が高く自然環境への負荷が少ない環境配慮型洗剤を利用します。
- 節水シャワーヘッドやこまめな止水を実践し、水の使用量を抑えます。

### (3) 町の役割

#### ① 生活排水処理施設の整備推進

公共下水道計画区域については、公共下水道の整備を進めます。

公共下水道事業区域を除く全域については、合併処理浄化槽の転換・設置を促進し、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況を記載した浄化槽台帳を整備して、浄化槽の整備促進及び維持管理の適正化を推進します。

#### ② 普及・啓発

公共下水道の整備が完了した区域については、未接続世帯、事業所へ戸別訪問を実施し、公共下水道への接続を周知して早期接続への促進を図ります。

公共下水道区域外で合併処理浄化槽を使用していない世帯等へ戸別訪問を実施し、合併処理浄化槽への転換を促していきます。

この他、広報紙・パンフレット・ホームページ・イベント等を活用して、町民・事業者のみなさまへ生活排水処理の重要性や生活排水処理施設の利用促進に関する情報提供を行います。

#### ③ 水環境保全の取組

河川の水質汚濁を防止するため、河川水質調査を継続して実施するとともに、綾瀬川クリーン大作戦等の地域の水環境を保全する取組を行っていきます。

## 6 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、図 6-1 に示すとおり PDCA サイクルに基づき、取り組んでいきます。

また、計画の進行状況に応じて計画の見直しを図りながら、計画の進行管理を行います。



図 6-1 計画の進行管理方法

# 資 料 編

## 資料1 県構想の見直し

(埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアルより引用)

本県では、県内の生活排水の100%処理を目指し県構想を平成10年度に策定した。

その後、この総合基本構想を見直した県構想を平成16年度に策定し、改訂と中間見直しを経ながら現在に至っている。

本県における生活排水処理人口普及率は、令和5年度末現在、94.0%まで整備が進んでいる状況である。

このたび、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、同構想の見直しを行うものである。

同構想は各市町村の生活排水処理基本計画等を踏まえ策定しているため、市町村計画の見直し等作業にあたって、県として皆様に御留意いただきたい点をまとめたものである。

	新計画	現計画
期間	令和8年度～令和23年度	平成23年度～令和7年度
基準年度	令和6年度	平成20年度

※ 上位計画の見直しに合わせて見直すようなこともあるため、市町村において独自の期間が設定されることもある。

## 資料2 人口等推計

### 1 将来人口

町全体の行政人口の設定値は以下に示すとおり、伊奈町総合振興計画の将来人口の数値とします。

表資-1 将来の行政人口

区分\年度	令和6年度 (基準年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (中間目標年度)	令和23年度 (目標年度)
行政人口	44,979人	45,717人	46,031人	46,094人

また参考として、町の人口実績から時系列データを用いた傾向分析法により推計して検討することとしましたが、適切な数値を算出することができなかったことから、「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル」を元に算出したものです。

表資-2 傾向分析法による推計方法

推計方法	トレンド式	特徴
直線式	$y = ax + b$	単調な増加(減少)を示す直線式
ルート式	$y = a\sqrt{x} + b$	年次とともに増加率(減少率)が収縮していく曲線式
分数式	$y = a(1/x) + b$	YとXが反比例である双曲線式
指数式	$y = ab^x$	年次とともに緩やかに増加(減少)していく曲線式
ロジスティック式	$y = k/(1 + e^{a-bx})$	飽和水準(k値)を上限として、上限と下限で左右対称となる曲線式
2次関数式	$y = ax^2 + bx + c$	年次とともに放物線状に増加(減少)していく曲線式
べき乗式	$y = ax^b$	年次とともに増加率(減少率)が増大していく曲線式
自然対数式	$y = a \log_e x + b$	年次とともに増加率(減少率)が収縮していく曲線式

y:基準年からx年後の人口

x:経過年数

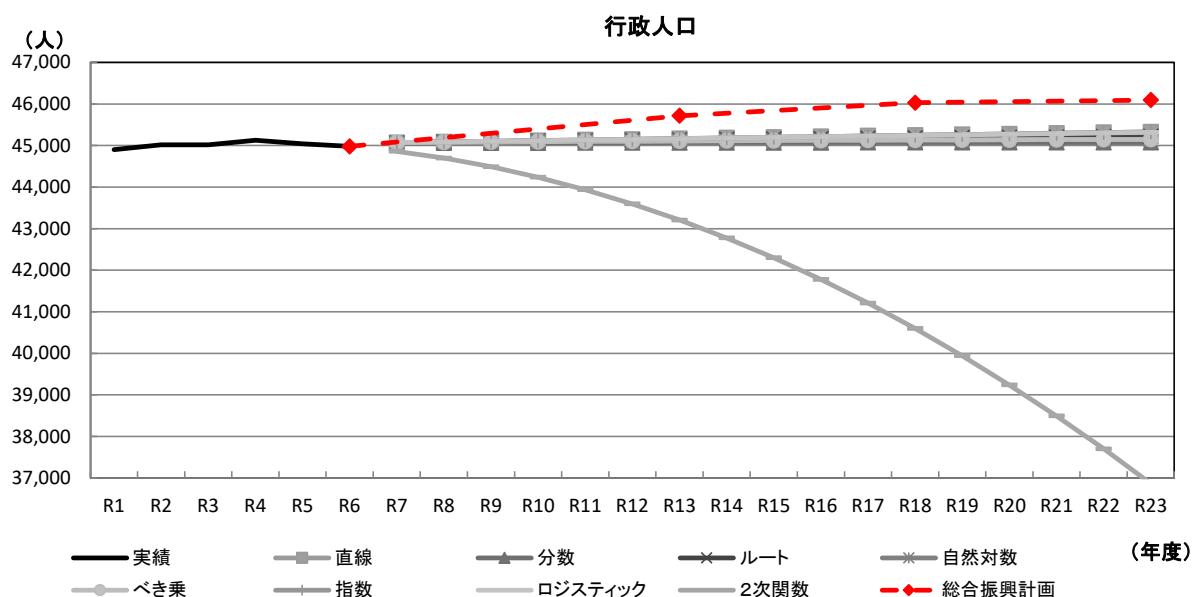
a, b, c, k:定数(ロジスティック式の場合は上限値)

e:自然対数の底(= 2.718282)

## 2 生活排水の処理形態別人口の将来推計結果

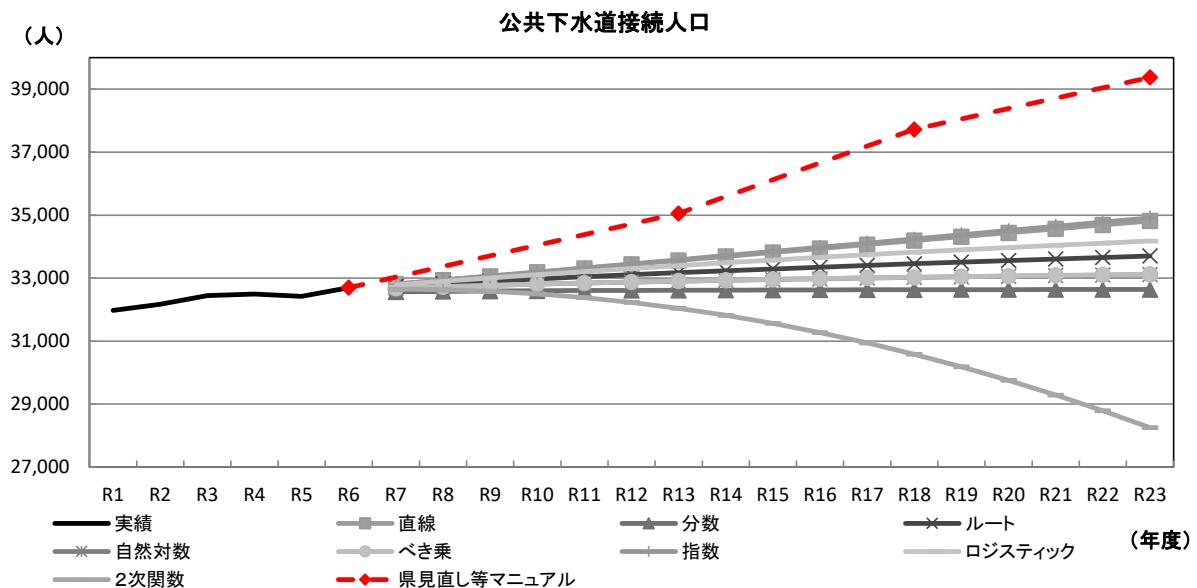
### (1) 行政人口

年度	実績	直線	分数	ルート	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	総合振興計画
R1	44,900									
R2	45,021									
R3	45,021									
R4	45,126									
R5	45,042									
R6	44,979									
R7		45,071	45,059	45,073	45,071	45,071	45,071	45,071	44,862	
R8		45,087	45,062	45,086	45,080	45,080	45,087	45,087	44,698	
R9		45,103	45,065	45,097	45,087	45,087	45,103	45,102	44,490	
R10		45,119	45,067	45,109	45,094	45,094	45,120	45,118	44,237	
R11		45,135	45,068	45,119	45,101	45,101	45,136	45,134	43,939	
R12		45,152	45,069	45,129	45,106	45,106	45,152	45,149	43,597	
R13		45,168	45,070	45,139	45,112	45,112	45,168	45,165	43,209	45,717
R14		45,184	45,071	45,149	45,116	45,117	45,184	45,180	42,776	
R15		45,200	45,072	45,158	45,121	45,121	45,200	45,196	42,299	
R16		45,216	45,073	45,166	45,125	45,125	45,216	45,211	41,777	
R17		45,232	45,074	45,175	45,129	45,129	45,233	45,226	41,210	
R18		45,248	45,074	45,183	45,133	45,133	45,249	45,242	40,598	46,031
R19		45,264	45,075	45,191	45,137	45,137	45,265	45,257	39,941	
R20		45,280	45,075	45,199	45,140	45,140	45,281	45,272	39,239	
R21		45,296	45,075	45,207	45,143	45,143	45,297	45,287	38,493	
R22		45,312	45,076	45,214	45,146	45,147	45,314	45,302	37,702	
R23		45,329	45,076	45,221	45,149	45,149	45,330	45,317	36,865	46,094
関数式の係数										
a		16.09	-167.92	69.10	65.90	44,942.53	44,958.47	0.10	-22.43	
b		44,958.53	45,083.40	44,890.08	44,942.57	0.00	1.00	0.00	173.09	
c (k)		---	---	---	---	---	---	49,639	44,749	
決定係数		0.1638	0.5008	0.2497	0.3449	0.3446	0.1636	0.1653	0.8432	
採用										◎



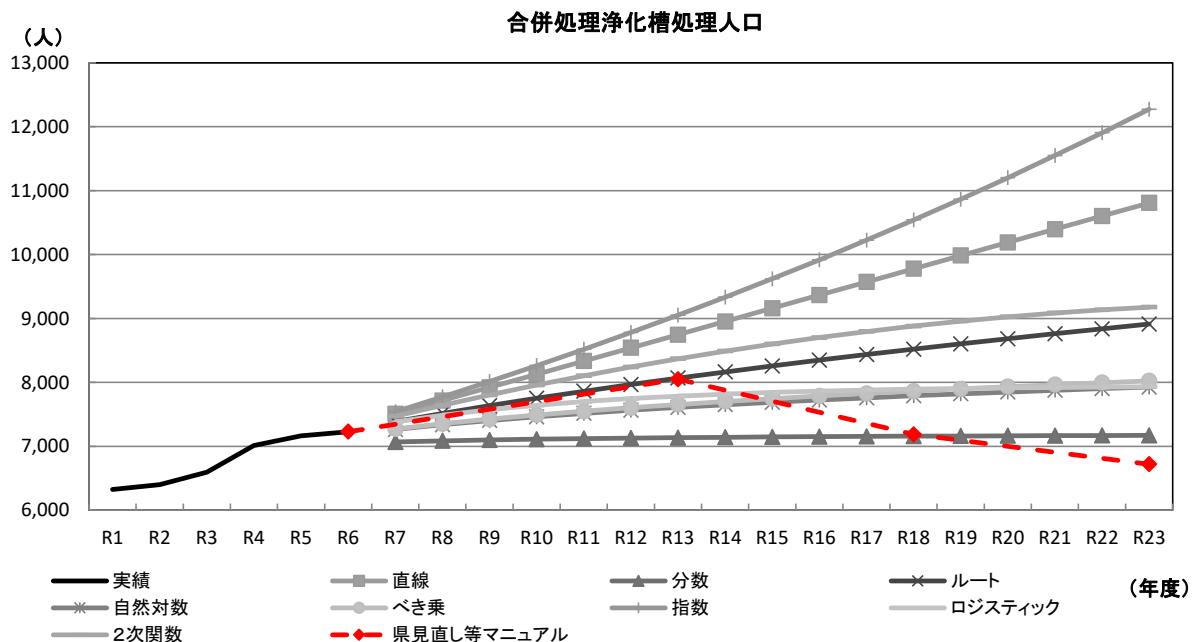
## (2)公共下水道接続人口

年度	実績	直線	分数	ルート	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	県見直し等マニュアル
R1	31,977									
R2	32,174									
R3	32,446									
R4	32,494									
R5	32,420									
R6	32,699									
R7		32,808	32,566	32,744	32,678	32,679	32,811	32,788	32,646	
R8			32,934	32,579	32,825	32,727	32,729	32,938	32,898	32,632
R9				33,059	32,590	32,902	32,770	32,772	33,067	33,005
R10					33,185	32,598	32,974	32,808	33,195	32,584
R11						33,310	32,605	33,043	32,843	32,501
R12							33,436	32,610	33,109	32,875
R13								33,562	32,615	33,172
R14									33,687	32,619
R15										33,813
R16										
R17										
R18										
R19										
R20										
R21										
R22										
R23										
関数式の係数										
a		125.60	-744.95	446.41	364.60	31,969	31,930	0.13	-17.39	
b		31,929	32,673	31,562	31,969	0.01	1.00	0.04	247.35	
c (k)		---	---	---	---	---	---	35,969	31,766	
決定係数		0.8501	0.8390	0.8869	0.8987	0.8988	0.8491	0.8575	0.8849	
採用										◎



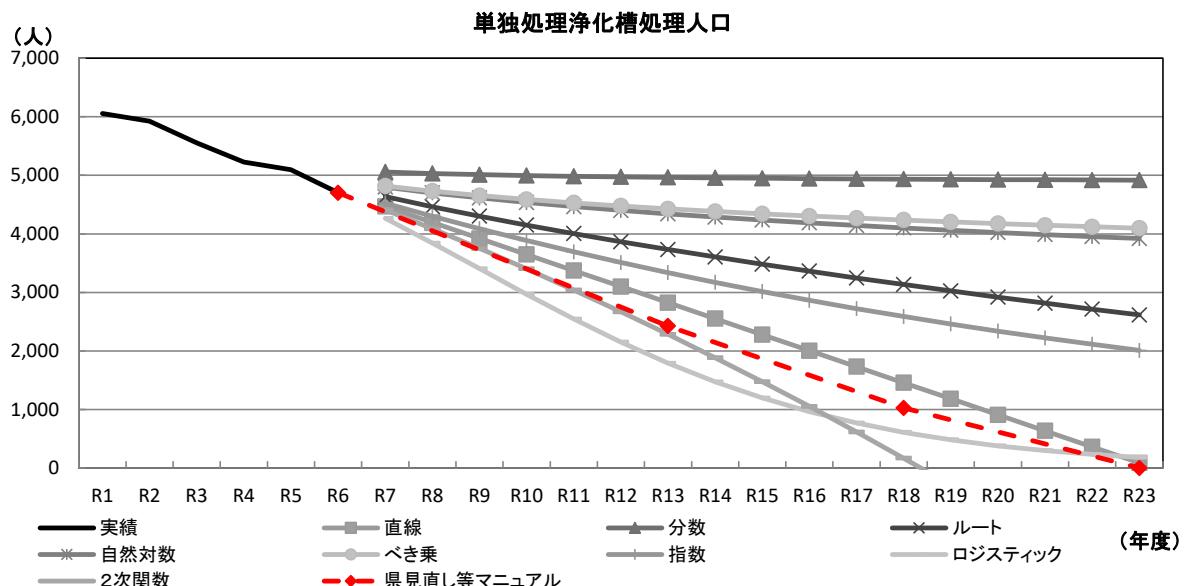
### (3)合併処理浄化槽処理人口

年度	実績	直線	分数	ルート	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	県見直し等マニュアル
R1	6,326									
R2	6,402									
R3	6,598									
R4	7,015									
R5	7,163									
R6	7,229									
R7		7,510	7,067	7,386	7,263	7,273	7,541	7,384	7,470	
R8		7,716	7,086	7,516	7,338	7,354	7,774	7,487	7,642	
R9		7,923	7,101	7,638	7,404	7,426	8,015	7,573	7,805	
R10		8,129	7,112	7,753	7,463	7,491	8,262	7,643	7,959	
R11		8,335	7,122	7,863	7,516	7,550	8,518	7,701	8,104	
R12		8,541	7,130	7,967	7,565	7,605	8,781	7,748	8,241	
R13		8,747	7,137	8,068	7,609	7,655	9,052	7,787	8,370	8,051
R14		8,953	7,142	8,164	7,651	7,702	9,332	7,818	8,490	
R15		9,159	7,147	8,258	7,689	7,746	9,621	7,844	8,601	
R16		9,366	7,152	8,348	7,725	7,788	9,918	7,864	8,703	
R17		9,572	7,156	8,435	7,759	7,827	10,225	7,881	8,797	
R18		9,778	7,159	8,520	7,791	7,864	10,541	7,895	8,882	7,187
R19		9,984	7,162	8,603	7,821	7,900	10,866	7,906	8,958	
R20		10,190	7,165	8,683	7,850	7,933	11,202	7,915	9,026	
R21		10,396	7,167	8,762	7,877	7,965	11,548	7,922	9,086	
R22		10,602	7,170	8,838	7,903	7,996	11,905	7,928	9,136	
R23		10,809	7,172	8,913	7,928	8,025	12,273	7,932	9,178	6,720
関数式の係数										
a		206.14	-1,049	710.42	558.70	6,191	6,094	0.35	-4.32	
b		6,067	7,217	5,506	6,176	0.08	1.03	0.21	236.39	
c (k)		---	---	---	---	---	---	7,952	6,027	
決定係数		0.9471	0.6883	0.9290	0.8728	0.8846	0.9453	0.9405	0.9480	
採用										◎



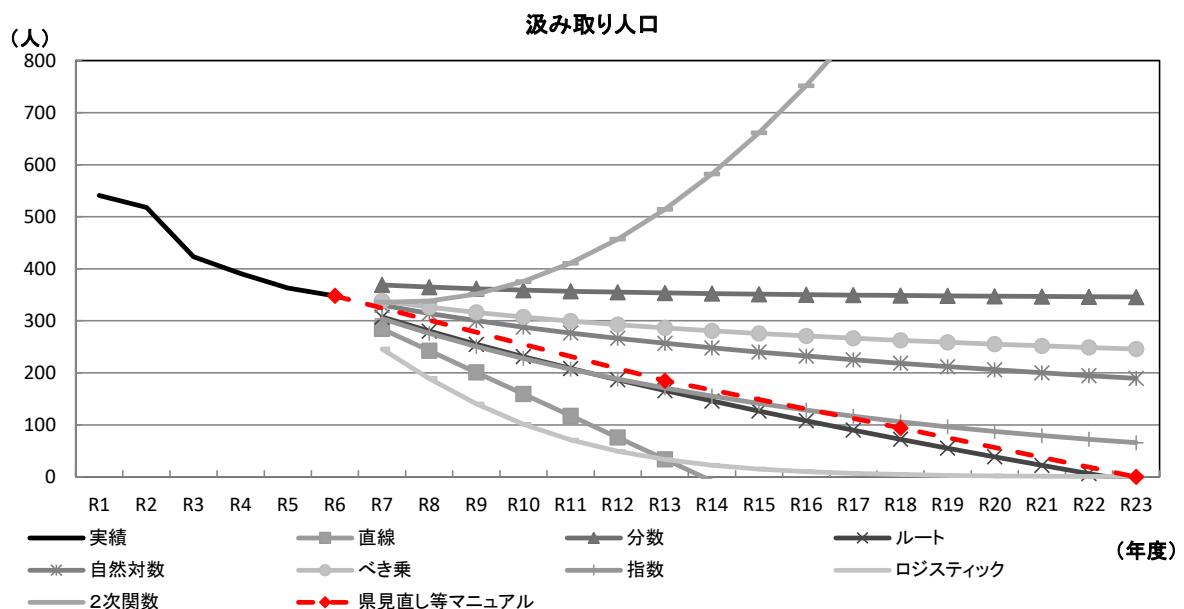
#### (4) 単独処理浄化槽処理人口

年度	実績	直線	分数	ルート	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	県見直し等マニュアル
R1	6,056									
R2	5,927									
R3	5,554									
R4	5,226									
R5	5,096									
R6	4,703									
R7		4,468	5,057	4,636	4,799	4,817	4,526	4,265	4,410	
R8		4,195	5,032	4,465	4,701	4,730	4,301	3,842	4,087	
R9		3,921	5,013	4,303	4,614	4,655	4,088	3,404	3,751	
R10		3,647	4,997	4,151	4,536	4,589	3,886	2,967	3,402	
R11		3,373	4,985	4,005	4,465	4,530	3,693	2,545	3,041	
R12		3,099	4,974	3,867	4,401	4,476	3,510	2,149	2,668	
R13		2,825	4,965	3,734	4,342	4,428	3,336	1,789	2,282	2,424
R14		2,551	4,957	3,606	4,287	4,383	3,171	1,470	1,884	
R15		2,277	4,951	3,482	4,236	4,343	3,014	1,195	1,474	
R16		2,003	4,945	3,363	4,188	4,305	2,865	962	1,051	
R17		1,730	4,940	3,247	4,144	4,269	2,723	768	615	
R18		1,456	4,935	3,134	4,101	4,236	2,588	609	167	1,025
R19		1,182	4,931	3,025	4,061	4,205	2,460	481	-293	
R20		908	4,928	2,918	4,023	4,176	2,338	378	-766	
R21		634	4,924	2,815	3,987	4,148	2,222	296	-1,251	
R22		360	4,921	2,713	3,953	4,122	2,112	231	-1,749	
R23		86	4,919	2,614	3,920	4,097	2,007	180	-2,259	0
関数式の係数										
a		-273.89	1,394	-940.65	-739.02	6,276	6,458	0.10	-6.21	
b		6,386	4,858	7,125	6,237	-0.14	0.95	-0.26	-230.39	
c (k)		---	---	---	---	---	---	6.832	6.328	
決定係数		0.9827	0.7138	0.9573	0.8976	0.8760	0.9789	0.9777	0.9837	
採用式										◎



## (5)汲み取り人口

年度	実績	直線	分数	ルート	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	県見直し等マニュアル
R1	541									
R2	518									
R3	423									
R4	391									
R5	363									
R6	348									
R7		284	369	307	330	338	304	246	336	
R8		243	365	280	314	326	276	189	338	
R9		201	362	255	300	316	251	140	351	
R10		159	359	231	288	307	228	101	375	
R11		117	357	208	277	300	207	71	411	
R12		76	355	187	266	293	188	49	457	
R13		34	354	166	257	286	171	33	514	185
R14		-8	352	146	248	281	155	23	582	
R15		-50	351	127	240	276	141	15	662	
R16		-91	350	108	232	271	128	10	752	
R17		-133	349	90	225	267	117	7	853	
R18		-175	349	72	218	262	106	4	965	94
R19		-217	348	55	212	259	96	3	1,089	
R20		-259	347	38	206	255	87	2	1,223	
R21		-300	347	22	200	252	79	1	1,368	
R22		-342	346	6	195	249	72	1	1,524	
R23		-384	346	-9	189	246	66	1	1,691	0
関数式の係数										
a		-41.77	232.63	-147.08	-118.38	569.59	593.57	0.08	5.50	
b		576.87	335.67	696.19	560.48	-0.27	0.91	-0.41	-80.27	
c (k)		---	---	---	---	---	---	595.10	628.20	
決定係数		0.9297	0.8090	0.9519	0.9367	0.9127	0.9495	0.8665	0.9640	
採用										◎



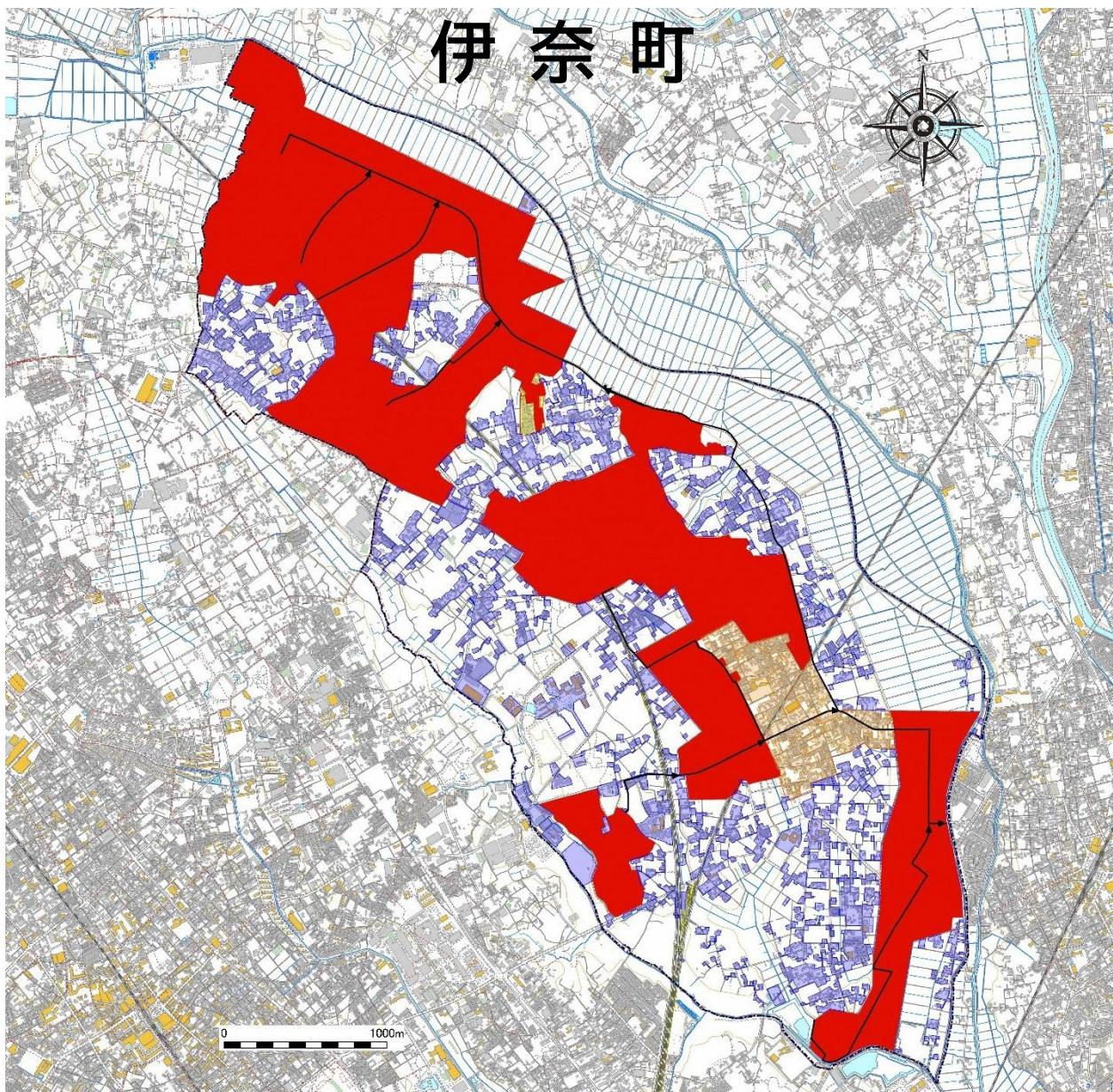
(6)生活排水の処理形態別人口(再掲)

(単位:人)

区分	年度	令和6年度 (基準年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (中間目標年度)	令和23年度 (目標年度)
計画処理区域内人口	44,979	45,717	46,031	46,094	
1 水洗化・生活雑排水処理人口	39,928	43,108	44,912	46,094	
(1)コミュニティ・プラント	-	-	-	-	
(2)合併処理浄化槽	7,229	8,051	7,187	6,720	
(3)公共下水道	32,699	35,057	37,725	39,374	
(4)農業集落排水施設	-	-	-	-	
2 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,703	2,424	1,025	0	
3 非水洗化人口	348	185	94	0	
(1)汲み取り	348	185	94	0	
(2)自家処理	0	0	0	0	
計画処理区域外人口	0	0	0	0	
生活排水処理率(%)※	88.8	94.3	97.6	100	

※生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 ×100

### 資料 3 生活排水処理基本計画図



凡 例

-----	市町村界
	公共下水道供用開始済区域
	公共下水道事業計画区域（氷川団地）
	都市計画決定済公共下水道全体計画区域（志久本区）
	浄化槽処理区域
	公共下水道幹線及び流域下水道接続点

図資-1 生活排水処理基本計画図

---

伊奈町生活排水処理基本計画

令和〇年〇月

伊奈町

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

TEL:048-721-2111(代)

FAX:048-721-2138